国会事項

衆議院

議事日程

三月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

平成二十七年三月二十四日（火曜日）

午後零時十分開議

第一　山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

第二　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出）

第三　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

第六　東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

第七　半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十三日衆議院から次の議案が送付された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）（衆第八号）

半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第九号）

質問主意書提出

三月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八六号）

選挙権年齢等の引下げに関する質問主意書（浜田和幸提出）（第八七号）

質問主意書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八五号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（三月二十日）

○外務大臣臨時代理解職

菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　村松　教隆

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上三月二十二日）

（警察庁長官官房付）警視長　迫田　裕治

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　白井　利明

警察庁に出向させる（以上三月二十三日）

法務省

○定年退官

名古屋区検察庁副検事金子祥風は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十二日限り定年退官

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長事務代理を免ずる（以上三月二十日）

皇室事項

天皇皇后両陛下パラオ国御訪問御日程

天皇皇后両陛下のパラオ国御訪問の御日程は、次のとおりである。

四月八日

午前　東京御発

バベルダオブ島（パラオ国際空港）御着

午後　歓迎式典（パラオ国際空港）

大統領閣下及び同令夫人との御会見（パラオ国際空港）

パラオ国際サンゴ礁センター御訪問

在留邦人等御会釈（パラオ国際サンゴ礁センター）

夜　パラオ国、ミクロネシア国及びマーシャル国各国大統領閣下並びに同令夫人との御懇談（ガラマヨン文化センター）

パラオ国主催歓迎レセプション及び晩餐会（ガラマヨン文化センター）

バベルダオブ島（パラオ国際空港）御発

海上保安庁巡視船御宿泊

四月九日

午前　ペリリュー島（ペリリュー島飛行場）御着

西太平洋戦没者の碑への御供花

アメリカ合衆国陸軍第八十一歩兵師団慰霊碑への御供花

ペリリュー島島民との御交流（サマーハウス）

ペリリュー島（ペリリュー島飛行場）御発

午後　バベルダオブ島（パラオ国際空港）御着

大統領閣下及び同令夫人と御挨拶（パラオ国際空港）

バベルダオブ島（パラオ国際空港）御発

東京御着

夜

御祝電

天皇陛下は、ナミビア国大統領ハーゲ・ゲットフリート・ガインゴブ閣下の大統領就任につき、三月二十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年３月25日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第３号(7)中「第４条第２項第９号」を「第４条第２項第10号」に改める。

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年３月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年３月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

経済産業大臣　宮沢　洋一

記

１．制定された日本工業規格

ロボット及びロボティックデバイス－産業用ロボットのための安全要求事項－第２部：ロボットシステム及びインテグレーション　B8433－2

クレーン－通路及び保護装置－第４部：ジブクレーン　B8826－4

２．改正された日本工業規格

圧力容器の設計　B8267

ロボット及びロボティックデバイス－産業用ロボットのための安全要求事項－第１部：ロボット　B8433－1

クレーン－通路及び保護装置－第１部：一般　B8826－1

クレーン－通路及び保護装置－第３部：タワークレーン　B8826－3

機械類の安全性－電気的検知保護設備－第１部：一般要求事項及び試験　B9704－1